

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設の指定管理者の選定に関する要綱

制定 平成 18 年 6 月 23 日

最近改正 平成 27 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市病院事業の設置等に関する条例第 4 条第 3 項に定める横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置される介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定を公正かつ適正に実施するための必要な手続き等について定める。

(募集)

第 2 条 病院事業管理者は、指定管理者を公募する場合には、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 指定手続きに係る事項
- (2) 指定期間に係る事項
- (3) 介護老人保健施設概要に係る事項
- (4) 業務の範囲に係る事項
- (5) 管理の基準に係る事項
- (6) 協定及び評価等に係る事項
- (7) その他必要な事項

(申請書類)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次の書類を、申請期間内に病院事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書
- (2) 当該介護老人保健施設についての事業計画書
- (3) 当該介護老人保健施設の管理に関する業務の収支計画書
- (4) 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類
- (5) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書並びに事業報告書
- (7) 団体の概要がわかる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、病院事業管理者が定める書類

(選定方法及び選定基準)

第 4 条 病院事業管理者は、前条の指定申請書を提出したもののうちから、次項に掲げる指定基準に照らし、介護老人保健施設の管理を行うに最も適当と認めるものを指定管理者にしようとするものとして選定する。

2 指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断することとする。

- (1) 指定期間中安定した管理運営を行うことができる実績及び能力を有していること
 - (2) 介護老人保健施設の設置理念に基づく運営が図られること
 - (3) 横浜市立脳卒中・神経脊椎医療センターとの連携を図ることができること
 - (4) その他介護老人保健施設の設置の目的を達成するための取組が優れていること
- 3 病院事業管理者は、前項の選定に当たっては、横浜市立脳卒中・神経脊椎医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の意見を聴くものとする。
- 4 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。
- （選定結果の通知）

第5条 病院事業管理者は、前条の規定による選定を行った場合は、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

（協定の締結）

第6条 指定管理者の指定を受けたものは、病院事業管理者と介護老人保健施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事
- (2) 事業計画書に記載された事項
- (3) 市に支払うべき負担金に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) モニタリング及び事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) リスク分担に関する事項
- (8) 緊急時の対応に関する事項
- (9) その他病院事業管理者が必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。